

# 高崎警察署協議会議事録

(令和7年度第2回定例会議)

開催日時	令和7年9月25日(木) 視察 午後2時から午後3時までの間 会議 午後3時30分から午後4時40分までの間		
開催場所	視察 群馬県警察学校 会議 高崎警察署 大会議室		
出席者	委員 (定数15人)	羽鳥会長 鈴木委員 大澤委員 金井委員 黒田委員 水井委員 籠谷委員 草薙委員 讚井委員 関根委員 倉田委員 竹内委員 根岸委員 松本委員	
	警察	小菅署長 武藤副署長 山口警務官 熊澤会計官 塚越刑事生活安全官 唐澤交通官兼地域官 折原警務課長 渡邊留置管理課長 岡本生活安全課課長代理 蛭間地域課課長代理 警務係長 警務主任	
	その他		
議 事 の 概 要			
<p>1 挨拶概要</p> <p>(1) 会長挨拶</p> <p>先ほど群馬県警察学校を視察させていただき、学生寮を始め武道場や射撃場、更には授業風景も拝見させていただき、協議会委員でなければできない貴重な体験・経験をすることができた。今回の視察を通じて、警察官としての勤務に必要な知識や技能の習得に励まれていることを確認でき、大変心強く感じた次第である。この後会議となるが、今回の視察で疑問に感じたことや、平素の生活の中で警察への意見や要望等があれば発言いただき、前回会議同様、委員の協力により有意義な意見交換ができればと考えている。</p> <p>(2) 署長挨拶</p> <p>本日は、公私とも多忙のところ、令和7年度高崎警察署協議会第2回定例会議に出席いただき感謝申し上げます。委員の方々には、平素より警察行政各般に渡り、深い御理解と御協力をいただいていることに対し、署員を代表し改めて御礼申し上げます。会議に先立ち、今回、警察官が部隊で移動する際に使用する大型バスへの乗車や、群馬県警察学校の視察をしていただいた。警察学校では、同期の仲間と共同生活を送りながら、警察官として必要な様々な知識や技術の習得に努めているほか、柔道や剣道等の術科訓練の中で体力や精神力を高めている。今回の視察が、少しでも皆様の業務に役立てば幸いです。また、新たに委員となった倉田委員に群馬県公安委員会からの委嘱書を交付させていただいた。これで令和7年度の高崎警察署協議会の体制が固まったので改めてよろしく願いたい。警察の活動は、地域住民の理解と協力を得ることが必要である。地域を代表する委員の方々から、忌憚のない意見・要望等を伺い、警察業務のより一層の改善に活かしていきたいと考えている。高崎警察署として、安全で安心な高崎市の実現に向け、署員一丸となって、これからも治安の維持に万全を期す所存である。</p> <p>2 解嘱報告及び新規委員に対する委嘱書交付</p> <p>田口委員の解嘱報告及び倉田委員に対する委嘱書の交付を行った。</p>			

### 3 業務概況説明（説明者 署長）

- (1) 刑法犯、窃盗犯、重要窃盗犯の認知状況、事件検挙状況
- (2) 薬物犯罪、特殊詐欺・SNS型投資詐欺の認知状況、事件検挙状況
- (3) 交通事故発生状況、管内の死亡事故発生状況
- (4) 110番通報受理状況、広報啓発活動状況
- (5) その他警察活動

### 4 協議（○～委員、●～署長等）

#### (1) 委員からの事前質問に対する回答説明

- 全国共通の警察相談専用電話番号「#9110」は、警察への相談電話として、市民の安全安心につながる電話なので、その普及を進めてほしい。〔意見〕
  - 警察では、毎年9月11日を「警察相談の日」と定めている。群馬県警察では、急を要さない警察への各種相談等について、短縮ダイヤル「#9110」又は027-224-8080（ツーホーハレバレ）に電話していただくよう県民に周知している。当署においても、引き続き1月10日の「110番の日」における110番通報の適正利用を呼びかける広報啓発活動を始め、各種機会を通じて「#9110」の周知を図るための広報啓発活動を推進する。〔回答〕
  - 「#9110」はどのような相談をしてよいのか。〔質問〕
  - どのような相談でも構わない。警察に相談したい際は、最寄りの警察署でも「#9110」に架けて相談してもよい。身近な相談をしたい場合は最寄りの警察署へ相談する方が多いが、警察署の電話番号を知らない方も多いため、番号が短く覚えやすい「#9110」を活用していただいても構わない。〔回答〕
  - 先日、中山峠を高崎市方面に車で走行中、反対車線を吉井町方面に走行していたスクーターが途中でUターンし、逆走するのを現認した。目の前で逆走する車を発見した場合、どう対応すれば良いか。〔質問〕
  - 質問の場所は、中山峠を通過する主要地方道高崎神流秩父線であり、片側2車線で中央分離帯が設置され、制限速度は50km、駐車禁止の規制がかけられている道路である。目撃状況は、委員が高崎市方面に車両で進行中、対向の第一車線を走行中のスクーターがUターンし第二車線を逆走したものである。逆走は、道路交通法第17条4項に規定する通行区分違反となり、重大事故へ直結する極めて危険な運転行為であるので、そうした車両を目撃した場合は、110番通報又は高崎警察署への通報をお願いしたい。その通報に基づき、警察官が早期に臨場の上、対象車両の検挙措置を講じる。また、逆走を始めとするその他の危険運転行為についても積極的に検挙するとともに、検挙に至らない場合であっても運転者への交通指導を実施するので、引き続き各種警察活動への協力をお願いしたい。〔回答〕
  - 一人で車両を運転している場合はどのように通報したらよいか。〔質問〕
  - 安全な場所に車両を停車した後に通報を行ってほしい。車両ナンバーが確認できた際は、通報の際に教示していただきたい。〔回答〕
  - 対面から車両が進行し、左右に避けられない際はどのような行動をとればよいか。〔質問〕
  - お互い進行した状態で衝突すると衝撃が強いため、避けられない状況の際は停車してもらうのがよい。〔回答〕
- #### (2) 諮問事項
- 「優秀な人材確保に向けた効果的な警察官募集」について、委員に諮問した。
- #### (3) 質問、意見、要望等
- SNSを悪用した詐欺の周知活動はどのように行っているのか。〔質問〕

- ボランティア団体と協力し、防犯月間等におけるイベントで広報活動を実施している。限られた方だけの周知にならないよう、テレビ局や新聞記者等の報道機関と協力し、できる限り多くの方に周知させるような活動を実施している。〔回答〕

5 視察等の行事

令和7年9月25日午後2時から午後3時までの間、群馬県警察学校において学生の授業風景及び群馬県警察音楽隊の訓練状況を視察した。

6 備考

次回の定例会議を令和7年12月12日（金）に開催する予定とした。